

## 11 福祉・保育等関係

### ア 介 護

事 項 名	措 置 内 容	規制改革推進のための 3か年計画(平成 19年 6月 22日閣議決定)における決定内容			講 ぜ ら れ た 構 置 の 概 要 等	
		実 施 予 定 時 期				
		平成 19 年度	20 年度	21 年度		
①認知症高齢者に対する介護 (厚生労働省)	「認知症介護研究・研修センター」における認知症介護の研究を強化、促進し、望ましい認知症ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。	逐次実施	○	(厚生労働省) 認知症介護研究・研修センターにおいては、認知症介護の専門技術に関する実践的なテーマについて研究を実施するとともに、大学や研究機関等との連携による学際的共同研究を実施。これらの研究成果等を踏まえ、認知症介護の専門職員の養成等を実施し、認知症介護指導者においては約 1,000 名の養成を終えたところ。 また、一層の認知症ケアの標準化と高度化を図るため、平成 20 年度においては「認知症ケア高度化推進事業」を創設し、国内外の認知症ケアの実践例及びその効果に関する情報の集積、分析評価、情報提供等を行うこととしている。		
②介護職の業務範囲等 (厚生労働省)	ALS以外の在宅患者に対する医行為について、今後必要に応じて検討し、結論を得る。	逐次検討・結論	—			
③PFI法を活用した公設民営方式(BTO方式)の推進 (厚生労働省、内閣府)	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」(平成11年法律第117号)を活用した公設民営方式(BTO方式)は、官民の契約に基づいて、PFI事業者が施設を建設し、地方公共団体がそれを買い取った上で、これを当該PFI事業者に運営させるものである。今般、同方式に基づき整備されるケアハウスについて、地方公共団体が施設を買い取る費用を新たに国庫補助の対象としたところであり、このほか、「公有財産を無償又は時価より安い対価で選定事業者に使用させることができる」としているPFI法第12条第2項を活用していくこととする。これらにより、PFIを活用した公設民営を促進する。	逐次実施	○	(厚生労働省) PFI方式によるケアハウス事業については、平成 20 年 3 月 30 日までに、計 8 件が施設運営を開始しているところである。		
④高齢者介護の新しい仕組みの在り方 (厚生労働省)	介護サービスの価格は、提供されたサービスの内容(評価)を基に決定されるべきものであり、介護サービスの質の向上を図る観点からも、ケアの標準化について、科学的・実証的研究を早急に進めるとともに、その確立を図る。	逐次実施	○	(厚生労働省) 現在、介護サービスにおいて実施されているサービスの内容とそれに要する時間とを把握する等、介護報酬の再編に向けて、調査研究を行い検討しているところであり、次期介護報酬改定までに結論を得る予定である。		

## イ 保 育

事 項 名	措 置 内 容	規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容			講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
		実 施 予 定 時 期	平成19年度	20年度	
①認可保育所における利用者との直接契約の導入等 (厚生労働省)	<p>認可保育所においては、入所資格が「保育に欠ける子」に限られる。しかも利用者と施設が直接利用契約を結ぶのではなく、市町村が利用者に対し施設を割り当てるため、施設側のサービス向上へのインセンティブが希薄となるとの指摘もある。</p> <p>したがって、就学前の子どもであれば入所可能とするとともに、利用者が保育所を選択できるよう、施設と利用者との間の直接契約を容認することを検討する。</p> <p>また、保育料については、国によって徴収基準が示されているが、国の基準以上に階層区分が細かく設定されている市町村も散見され、それにより利用者の負担が更に押さえられている実態もある。そこで、低所得者層等への配慮を前提として、サービス内容に見合った対価を利用者が支払う負担方式とすることも含め、保育料についても利用者との契約に基づいて、原則自由に設定できるようにすることを検討する。そのことにより、夜間保育や病児・病後児保育など利用者の多様なニーズにきめ細かく対応する保育所が更に拡大することが期待される。</p> <p>上記の施策については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において、「低所得者層や母子世帯等の保育の確保など一定のルールが必要であることから、平成18年度の本格実施に向けて準備を進めている総合施設における直接契約の実施状況等を踏まえ、保育所にも導入することを検討する」とされている。</p> <p>したがって、「認定こども園」における直接契約、保育料の自由化等の実施状況等を把握・検証し、保育所にも導入することを検討する。</p>	①～③については、認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について長期的に検討	－	(厚生労働省) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法第77号)が平成18年10月1日に施行され、認定こども園制度が始まった。 平成19年8月1日現在、全国で105件の認定が行われている。	

事項名	措置内容	規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容			講ぜられた措置の概要等	
		実施予定期				
		平成19年度	20年度	21年度		
②利用者に対する直接補助方式の導入等 (厚生労働省)	<p>認可保育所とそれ以外の保育サービスとの間で公的補助に大きな格差があるため、認可保育所を利用し、間接的に多額の補助を受けている世帯と、認可外サービスを利用し、公的補助をほとんど、あるいは全く受けていない世帯との間で負担に大きな開きがあるとの指摘もある。</p> <p>そこで、利用者の負担を公平化するため、運営費等の公的補助を現行の施設への補助から就学前の子どもを持つすべての家庭に対する直接補助方式への転換を検討する。その際、社会福祉制度としての保育の性格を変え、子育てを広く社会全体で支援するという共助の考え方立って、既存の育児支援関連予算等を統合化したものと保険料とを財源とする社会保険制度への転換(「育児保険(仮称)」の創設)も併せて検討する。</p> <p>また、直接補助方式の導入に際しては、児童の年齢や家族状況、保育の緊急性などを基本に各家庭の「要保育度」を設定し、その度合いごとに公的補助の対象となる1か月間の保育サービスの利用量の上限を設定することも検討する。</p>				－ (厚生労働省) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法第77号)が平成18年10月1日に施行され、認定こども園制度が始まった。 平成19年8月1日現在、全国で105件の認定が行われている。	
③保育サービスの情報公開の促進等 (厚生労働省)	<p>直接契約方式の導入に当たっては、各認可保育所が契約当事者になることから、少なくとも現在市町村に義務付けられている、施設及び設備の状況、入所定員、職員の状況、開所時間、保育の方針等運営の状況、保育料に関する事項については、各認可保育所に公開を義務付けることを検討する。</p> <p>併せて、在宅サービスについても、必要な情報提供の在り方について検討する。</p>				－ (厚生労働省) 全国における保育所情報等の更新については、i-子育てネットを通じて一覧性等を持たせた形で検索ができるよう、各地方公共団体等において逐次最新情報への更新等について周知・徹底を行ったところ(全国保育関係事務担当者会議(平成20年3月24日))。	
④夜間保育、休日保育の推進 (厚生労働省)	定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。	子ども・子育て応援プランに基づき 計画的に推進	○	(厚生労働省) 夜間保育、休日保育については、子ども・子育て応援プランに基づき計画的に推進しているところ。 <ul style="list-style-type: none"><li>・休日保育実施保育所 平成18年度 798箇所 (子ども・子育て応援プランの平成21年度目標:2200箇所)</li><li>・夜間保育実施保育所数 平成18年度 69箇所 (子ども・子育て応援プランの平成21年度目標:140箇所)</li></ul>		

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容				講ぜられた措置の概要等	
事項名	措置内容	実施予定期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑤保育所等の受入児童数の拡大 (厚生労働省)	保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。	逐次実施		○ (厚生労働省) 平成16年12月に策定された「子ども子育て応援プラン」に基づき、待機児童解消を最重点課題の一つと位置付け、平成21年度までに保育所受入児童数を215万人に拡大するという目標を掲げ、取組を進めてきたところ、待機児童数は4年連続で減少し、平成19年4月には約1.8万人となった。 さらに、保育所の受入児童数の拡大など待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を平成20年2月に策定したところであり、関連する施策を展開することとしている。	
⑥「認定こども園」の活用促進 (文部科学省、厚生労働省)	a 平成18年10月より制度化された認定こども園について、より多くの施設が認定を受け、広く普及するよう、各自治体における認定状況や施設の利用状況などを把握・評価・公表し、適宜、制度の改善を図る。	適宜措置		○ (文部科学省・厚生労働省) 認定こども園制度の更なる普及に向けて、文部科学省と厚生労働省が協力して各都道府県における認定件数の状況など実態調査を実施し、その結果を平成19年8月に公表するとともに、施設等現場に対する合同視察を行うなど現状把握を随時実施している。 また、両省合同で作成したパンフレットの配布や共同運用する認定こども園専用HP等を通じた普及活動に取り組んでいる。	
	b 利用者、事業者の双方が活用しやすい制度となるよう、申請、会計報告、監査等の事務処理について、様式の統一などの手続きの簡素化などを図る。	適宜措置		○ (文部科学省・厚生労働省) 認定こども園制度の円滑な運用を図る観点から、①都道府県、市町村と施設との間の連絡窓口を一つとする、②認定、認可、補助金に係る申請書類等の共用化を図るなど、文部科学省と厚生労働省とが緊密な連携を図りながら、可能な限り現場の負担にならぬよう工夫に努めてきたところ。 さらに、地方公共団体や施設等に対する認定こども園運用上の課題等の実態調査を実施。	
⑦放課後児童の受入体制の充実 (厚生労働省)	放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ(10人以上20人未満)への支援、長時間の開設や学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進を図る。	子ども・子育て応援プランに基づき 計画的に推進		○ (厚生労働省) 平成19年度から、放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区において、小学校の余裕教室や地域の児童館・公民館などを活用して、留守家庭児童のための生活の場を確保しつつ、すべての子どもたちに安全、安心で健やかな居場所が確保されるよう、必要な措置を講じたところである。	

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容			講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定期	
			放課後児童クラブについては、子どもの生活実態や保護者の就労状況等に柔軟に対応した適切な運営がなされるよう、平成19年度から基準開設日数(250日)を設定し、土日祝日に開所するクラブにはその日数に応じた加算を行うこととした。また、平成20年度予算においては、長時間開設するクラブに対する加算について、各クラブの延長時間に応じた加算方式に改めるなどの充実を図ることとし、地域の状況に応じた適切な運営の確保を図るための支援措置を講じることとしている。 なお、放課後児童クラブの国庫補助対象については、従来から児童数が10人以上のクラブとしている。

## ウ 両立支援

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容			講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定期	
		平成19年度	
①育児休業等の取得の円滑化 (厚生労働省)	<p>労働者が育児休業を終了し、一度業務に復帰した後に、育児・介護休業法に定める最低基準として、再度育児休業の申出が可能となる場合については、現在、配偶者が傷病などにより育児ができないなど、配偶者の事情に係る極めて限制的な「特別な事情」の場合のみに制限されている。また、育児・介護休業法第23条においても、1歳未満の子を養育する労働者に対して「育児休業に準ずる措置」が規定されていない。</p> <p>一方で、1歳未満の子を養育する労働者が、長期にわたる子どもの疾病が発覚した場合や現在受けている保育サービスが受けられなくなった場合など、養育する子どもや養育環境の事情等により、やむを得ず再度育児休業を取得する必要性が生じることも十分あり得る。また、そのような場合などにおいて、法を上回る企業の独自の措置で再度の育児休業を取得したとしても、社会保険料の免除を受けられないという実態もある。</p> <p>このようなことを踏まえ、再度育児休業の申出が可能として厚生労働省令で規定している「特別の事情」の範囲等の見直しを検討する。</p>	平成19年度検討開始、速やかに結論	○ (厚生労働省) 平成19年9月から「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」を開催し、仕事と家庭の両立支援をめぐる現状を把握しつつ、仕事と家庭の両立を容易にするための更なる方策等について検討を行い、平成20年7月に検討結果を取りまとめる予定。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容				講 ぜ ら れ た 指 定 の 概 要 等
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期		
		平成19年度	20年度	21年度
②次世代育成支援対策推進法に係る運用の見直し (厚生労働省)	ア 一般事業主行動計画の情報開示等 各事業主に対して、原則として一般事業主行動計画の開示を求めるごとや都道府県労働局に行った届出について、その記載事項のうち一般への開示が有意義と考えられるものについて労働局がその届出内容を開示する(その際、事務コストの軽減のため、書面による各都道府県労働局への届出をウェブ上の登録の形で受理するなどのIT化を図ることなどにより、一般事業主行動計画の内容について広く国民が知り得る制度に見直すことを検討する。	平成19年度中結論、逐次措置		○ (厚生労働省) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、行動計画の策定・届出義務の対象範囲を拡大するとともに行動計画の策定・届出義務のある事業主については行動計画の公表を義務づけることとし、第169回通常国会に次世代育成支援対策推進法の改正法案を提出。
	イ 一般事業主に対する認定制度の見直し 一般事業主に対する認定制度については、各事業主にとって、社会的責任を全うするという観点から、認定取得に向けた意欲が高く、有意義な制度であるとの意見が多い。 一方で、男性の育児休暇に関する認定の基準が労働者数の多寡にかかわらず1名以上であることなど、社会的に「子育てをサポートしている」と広告できる企業として不十分ではないかとの指摘もあり、今年度から始まる各事業主に対する認定状況等を踏まえ、より効果的な制度となるよう見直しを行う。	認定状況を踏まえ、逐次措置		－ (厚生労働省) 平成19年度から認定が開始されたところで、認定基準については、その状況も踏まえ、引き続き検討する予定。

## 工 障害者施策

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容				講 ぜ ら れ た 指 定 の 概 要 等	
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①バリアフリー化等の推進 (警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に基づき、旅客施設・車両等、道路、信号機、都市公園、路外駐車場、建築物等のバリアフリー化を一体的・総合的に推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。	逐次実施		○ (警察庁) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づき、バリアフリー対応型信号機の整備、信号灯器のLED化、道路標識・道路標示の大型化等を推進した。 (総務省) 高齢者・障害者を含め誰もが使いやすい情報通信機器、システム、サービスの研究開発を行う民間企業などへの支援等、情報バリアフリー化を推進している。 (厚生労働省) 障害者等の当事者自らによる実施の点検・調査を実施し、これを反映させたバリアフリーなまちづくりに関する基本計画の策	

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期				
		平成19年度	20年度	21年度		
					<p>定及び必要な公共施設の環境改善を実施。本補助事業については、平成17年度末に三位一体改革による一般財源化への見直しが図られるなか廃止され、以降は地方公共団体において事業が実施されている。 (経済産業省)</p> <p>障害者等が共通に利用でき、かつ、使いやすい携帯端末を用いた移動支援システムを平成16年度に開発。その後、愛・地球博及び東京大学構内において実証・評価実験を実施するとともに、利用者端末等の機能や情報内容、設置場所等の各側面から規格・標準化の可能性の検討を行い、規格原案のたたき台を平成18年度に作成した。</p> <p>平成19年度は、上記たたき台の規格・標準化に向けた検討が行われているところ。 (国土交通省)</p> <p>公共交通機関のバリアフリー化に関する「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号)(交通バリアフリー法)及び建築物のバリアフリー化に関する「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号)(ハートビル法)を統合し、施策の拡充を図った「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)(バリアフリー新法)の成立(平成18年6月21日公布、平成18年12月20日施行)により、公共交通機関、建築物及び歩行空間等の一体的・総合的なバリアフリー化を推進している。</p> <p>また、各種支援措置を通じて公共交通機関、建築物及び歩行空間等のバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリーに対する国民の意識を高め、「心のバリアフリー」社会の実現を目指すため、高齢者、障害者等に対する介助体験・疑似体験を行う「バリアフリー教室」等を開催している。</p>	
②障害者福祉制度の改革 (厚生労働省)	高齢者を対象とした介護保険制度との関係では、40歳以上65歳未満の障害者は介護保険の被保険者としているにもかかわらず、加齢に伴う疾病によって介護を要する状態とならなければ、介護保険の給付は行わず、給付面は障害者自立支援法に基づく介護給付費としている。介護保険制度と障害者福祉制度との関係について検討を行う。	逐次検討	○	(厚生労働省)	<p>平成18年3月以降、国民各層を代表する者からなる「介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議」を開催し、平成19年5月21日に中間報告をとりまとめたところ。</p> <p>同報告において、「当面、介護保険の被保険者・受給者範囲拡大に関する国民的合意形成に向けた取組に努める必要がある」とされている。</p>	